

原発立地市町村

—原発に依存しないまちづくりの可能性

伊藤久雄 東京自治研究センター

一 原発災害被災地の悲劇

巨大地震と大津波、そして原発灾害。とりわけ原発灾害は町、村の喪失という、まさに未曾有の事態を迎えていた。福島第一原発の災害後、第一原発の立地している双葉町、大熊町は全域が警戒区域に、第二原発の立地する富岡町も全区域が、楢葉町も住民のいる地域は警戒区域に指定され、四町とも全町民が避難を余儀なくされた。

内村のそれぞれ一部が指定されている。政府は、市町村と解除に向けた調整をすすめ、学校や医療施設などの公的サービスの再開や教育施設の除染などを含む「復旧計画」の策定を促し、「復旧計画」の策定が終わると見込まれる、八月下旬から九月をめどに一括して解除するとしたものである。

ただし、各市町村で上下水道などインフラの復旧状況や除染の進捗状況が異なっていることから、住民の帰宅時期については各市町村の判断を尊重し、国が支援していくとしている。今後の各市町の「復旧計画」の策定が、工程表どおりすすむのか否か筆者には判断しかねるが、とりわけ「地域内除染」が課題である。

3 双葉町等の住民

高濃度で汚染された双葉町や大熊町などは、はたして除染は可能だろうか。かりに除染できただとしても、それははたしていつだろうか。〇年先か、二〇年先か、あるいは数十年先か、今のところまったくわかつてない。小出裕章

氏は、「福島第一原発から少なくとも半径三〇キロ圏内の放射能汚染は、チエルノブリ原発で強制避難させられた汚染に匹敵します。今後の汚染推移ははつきり分かりませんが、この工

者の大学時代からの友人である菅野浪男氏は、山木屋地区で酪農を営んでいた。三月一日以降、筆者は二回ほど同地区を訪ねたが、菅野氏がある冊子に寄せた論文があるので、その苦悩の一端を紹介したい。

「二年前、二〇頭の搾乳牛を処分し、経済的

経営に終止符を打ち、一頭の牛を残し、チーズを作っていました。昨年、一昨年、子牛が生まれ、三頭の牛を放牧していました。それは入植以来、三六年間酪農を続けてきた後の、夢の実現のはずだったのです。借金返済の二六年。娘四人を大学卒業させるまでの十数年、働きづく

めの毎日でした。六二歳になり、夢であつた乳と蜜の流れる郷、ユートピア作りを始めた矢先でした。」

川俣町や飯館村は「原発マネー」の恩恵には与つてこなかつただけに、泣くに泣けない思いの人たちばかりなのだ。

1 緊急時避難区域や計画的避難区域の住民

四町の周辺の市町村も、緊急時避難区域や計画的避難区域に指定され、その区域内の住民のほとんどは避難生活を強いられている。政府は「緊急時避難準備区域」については、八月下旬から九月をめどに一括して解除するとした工程表をまとめた。緊急時避難準備区域は福島県の広野町の全域、南相馬市、田村市、楢葉町、川

2 計画的避難区域の住民

これに対して、計画的避難区域とされた福島県飯館村や川俣町山木屋地区などは、帰宅時期のめどは立っていない。それはいまだに高い濃度の放射線量が観測されるからである。実は筆

リアに戻れる可能性は極めて低いと私は思いました」といつている。

さらにもう一つ、重大な問題がある。それは、町内総生産の八割（双葉町）や七割（大熊町）を占め（表1）、雇用先として就業人口の半分が、半分近くを頼ってきた原発が廃炉に追い込まれることである。もちろん、廃炉に至るまでの雇用の確保や財政支援が必要とされるが、それが二〇年先、三〇年先であっても限界がある。役場機能も移転を余儀なくされているが、すでに住民票を避難先に移す住民もあつて、この先どの程度の人口を維持できるのか、見通しはたたない。

かつての日本において、大規模災害等によつて集団移転を余儀なくされた例がいくつかある。一例目は東京都青ヶ島村である。この青ヶ島で

は天明五（一七八五）年に起つた天明の大噴火によって、島民一〇〇人余りが七十km離れた隣島の八丈島へ逃れ、青ヶ島は無人島と化した。島民があふると青ヶ島へ還住を果たしたのは、天保六（一八三三）年、約半世紀も後のことだつた。還住時の人口は二四〇人ほど、半世紀後の明治一四年には、最大人口七五四人を記録するが、現在では一六五人（二〇一〇年四月現在）と、日本最小人口の村として知られている（以上は村のホームページなどによる）。

二例目は一八八九年に奈良県吉野郡十津川村を襲つた水害である。壊滅的被害を受けた村民は北海道への移住を決意する。翌年、六〇〇戸二四八九人がトック原野に入植・移住し、新十津川村を開村した。現在の新十津川町である。

一九七〇年には人口一万人を超えていたが、現在（二〇一〇年）では七〇〇〇人をわずかに超える人口規模である。

三例目は、今から一二〇年前、栃木県の足尾銅山から鉱毒が流れ出して渡良瀬川流域の群馬や栃木、埼玉などに大きな被害をもたらした「足尾鉱毒事件」である。日露戦争を挟み政府は鉱毒問題を治水問題に切り替え、鉱毒反対運動を分断。ついに最下流部の栃木県谷中村に土地収用法を適用し（一九〇七年）、廢村にした（以上は、筆者の小・中学校時代の級友であった菅井益郎氏（國學院大學教授）の「田中正三の『警鐘』」『東京新聞』二〇一一年七月二七日朝刊を引用した）。

これから双葉町等がどうするのか、住民はどう動くのか、軽率な意見は控えたいと思うが、東京に住む筆者らは、当該首長や町の人々の判断をどのように支えるのかが問われている。

二 原発立地市町村の「豊かさの基盤」

筆者は、原発立地市町村の課題を主に財政問題から論じてきた。^③ここでは少し視点を変えて、「豊かさの基盤」を概観しておきたい。

1 市町村内総生産

市町村民経済計算という指標がある。これは、県民経済計算の推計結果を各市町村の水準を示す統計データを用いて案分する等の手法によって、市町村ごとの産業構造や経済規模等を明らかにしようとするものである。なお県民経済計算は、国民経済計算に準拠して計算された都道府県レベルの経済活動状況の推計である。国民経済計算には、国内総生産、国民所得などの指標があるが、県民経済計算ではこれに相当する県内総生産、県民所得などの指標が推計されている。

原発立地市町村の市町村内総生産は、表1のとおりである。なお、北海道および愛媛県は地域別、圏域別データしか作成されていない。また、石川県、福井県は二〇〇八年度のデータは公表されていない。公表された市町村をみると表1のとおり、市町村内総生産において電気・

ガス・水道事業の比率がもっとも高い。すなわち電気・ガス・水道事業のほとんどが原発と考えられるから、原発依存度が高いのは玄海町がもっとも高く、双葉町とともに八割を超える。

七割を超えるのは楢葉町、大熊町の二町である。逆に原発依存度の低い東海村は、政府サービス生産者とサービス業の割合が他と比較して高い。女川町は第一次産業の割合が原発立地市町の中では高いのが特徴といえる。町村以外の柏崎市ほかの各市が町村と比較して依存度が低いのは、市部のほうが経済活動の規模が大きいことの反映と考えられる。

なお、刈羽村と柏崎市は二〇〇六年度のデータを使用している。これは中越沖地震によって原発の稼働が中止となつた影響で、二〇〇八年度データは比較対象としては使えないと判断したためである。

表2 1人当たり市町村民所得

	1人当たり 市町村民所 得(千円)	県内 順位
東通村	2,606	3
女川町	2,226	9
双葉町	4,606	3
大熊町	4,835	2
富岡町	3,939	5
楢葉町	4,555	4
東海村	2,974	15
刈羽村	3,284	2
玄海町	2,999	3
柏崎市	2,773	5
御前崎市	3,162	15
松江市	2,365	2
薩摩川内市	2,352	4

表3 1人当たり区民所得(千円)

港	10,069
千代田	8,205
渋谷	7,343
文京	5,771
目黒	5,762
中央	5,760
世田谷	5,349
新宿	5,098
杉並	5,075
品川	4,353
大田	4,349
練馬	4,207
豊島	4,160
中野	4,114
台東	4,070
江東	3,859
板橋	3,756
江戸川	3,642
墨田	3,581
北	3,566
荒川	3,506
葛飾	3,453
足立	3,382
合計	4,546

* 東京都2006年度納税資料

2 一人当たり市町村民所得

同じく市町村民経済計算によつて一人当たり

原発立地市町村ではないが、様々な原子力燃料サイクル施設が立地する青森県六ヶ所村の人当たり市町村民所得は一万三六三六円と群を抜いている。原発立地市町村最上位の大熊町の

生産者とサービス業の割合が他と比較して高い。女川町は第一次産業の割合が原発立地市町の中では高いのが特徴といえる。町村以外の柏崎市ほかの各市が町村と比較して依存度が低いのは、市部のほうが経済活動の規模が大きいことの反映と考えられる。

なお、刈羽村と柏崎市は二〇〇六年度のデータを使用している。これは中越沖地震によつて原発の稼働が中止となつた影響で、二〇〇八年度データは比較対象としては使えないと判断したためである。

市町村民所得をみてみよう(表2)。このデータは、刈羽村、柏崎市も含めて二〇〇八年度のものである。市町村内総生産と同様、市部はこのデータだけでは傾向を把握するのは困難であるが、町村は電気・ガス・水道事業の割合、すなわち原発依存度と相当程度の相関関係にあることがわかる。

それでも、福島第一、第二原発の立地する双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町の四町は、表2に示した市町村の中では上位四位を独占している。県内順位だけでなく、所得額の上でもダントツである。双葉町、大熊町、楢葉町の水準は東京都二三区の平均とほぼ同水準である(表3)。なお、福島県内一人当たり市町村民所得の第一位は、東京電力広野発電所のある広野町である。

原発立地市町村の産業構造(就業人口)は表4のとおりである。この表は二〇〇九年度決算状況(決算カード)から作成したものであり、データは二〇〇五年国勢調査によつている。原発立地市町村の産業構造が市町村内総生産と異なるのは、第一次産業の割合である。ただし、東通村は稼働している原発が一機だけであるので、当然といえば当然であるが、三機稼働している伊方町や四機稼働している玄海町の産業構造(第一次産業の就業人口)は特筆される。

玄海町の第一次産業構成比と町内総生産の構成比とみると、第一次産業(主に農業)自体はきわめて零細であることができる(伊方町は総生産のデータがないのでわからないが、玄海町と同様であると思われる)。しかし零細ではあっても、玄海町がおよそ九〇〇人、伊方町で二〇〇〇人を超える、その就業者の絶対数は今後のまちづくりを考えるうえで、重要な基盤であると考えられる。

三倍近い。六ヶ所村の一人当たり市町村民所得がいかに高いかは、一人当たり区民所得(東京都二三区)と比較すれば一目瞭然である。もつとも高い港区をはるかに上回る。

3 産業構造

三 「豊かさの基盤」を失った 原発立地市町村

1 はたして稼働できるのか

福島第一原発と第二原発の廃炉は確実である。現在停止している浜岡も再開は相当に困難であると思われる。泊原発三号機はさる八月一七日、「運転再開反対」を押し切って営業運転を再開したが、その他の定期検査中の原発やこれから定期検査に入る原発の運転再開は容易ではない。

国政策や電力会社の対応に不信を増幅させた市民の了解を得ることは、ほとんど不可能に近づいた。

表4 原発立地市町村の産業構造

	就業人口(人)	第一次(%)	第二次(%)	第三次(%)
泊村	1,024	8.8	35.1	56.0
東通村	3,872	29.8	30.2	39.9
女川町	5,310	15.8	33.8	50.4
双葉町	3,438	9.6	27.1	63.0
大熊町	5,299	8.8	30.5	60.3
富岡町	7,801	6.3	32.9	60.7
柄葉町	3,984	8.3	35.7	56.0
東海村	16,798	5.3	25.3	68.9
刈羽村	2,549	9.8	34.8	54.9
志賀町	12,203	12.4	35.3	52.3
美浜町	5,658	10.3	21.6	67.6
高浜町	5,800	9.0	27.8	63.2
おおい町	4,681	9.5	25.5	64.8
伊方町	5,910	35.9	20.4	43.7
玄海町	3,740	24.4	27.3	48.3
柏崎市	46,871	6.1	36.3	57.3
御前崎市	19,859	3.3	29.3	66.9
敦賀市	34,064	2.5	28.7	68.4
鳥根市	94,677	5.7	19.1	74.0
薩摩川内市	46,977	9.2	29.3	61.0

*2009年度決算カードによる。就業人口、産業構造は2005年国勢調査による。

いと思われる。また、運転再開の判断を地元自治体に委ねることは、国への不信感を一層助長することになる。

定期検査後の再開運転がどのようになるようと

も、新規原発建設、稼働はきわめて困難である。筆者には不可能と思われる。だとすれば、いずれ近い将来、固定資産税収入がなくなることは明らかである。このことを、原発立地市町村自身はどうのように考えているだろうか。

2 全国原子力発電所所在市町村協議会の活動

全国原子力発電所所在市町村協議会という組織がある。遠く一九六八年に設立され、「この際相共通する各市町村が強く結束して全国的視野に立つて調査研究を行うとともに原子力発電所地帯の幾多の問題を十分国策に反映させ、同施設地帯の整備開発と安全性確保の諸施策を推進することは何ものにも優る緊急事であると考えるものでありまして、このためここに關係市町村長ならびに議長が本会を組織し、政府に對し有効、適切な施策を強く要請するために設立する」と設立趣意書では述べている。現在の会員は二五市町村であり、毎年「原子力発電所所在市町村の安全確保と地域振興に関する提言書」を政府に提出している。その『提言書』の

「廃炉対策の早期確立」「原子炉の停止措置」などである。

〈高経年化炉への対策〉(一一〇一〇年度の要望事項)

- ① 的確な技術評価ならびに計画的な保全活動を確実に行い、安全確保に万全を期すこと。
- ② 高経年化対策について、地域住民の不安を招かないよう、継続して分かりやすい説明を行うこと。

〈耐震安全性の確保〉(中越沖地震後の二〇〇九年度要望事項)

所で安全確保に必要な対策を早急に講じること。

- ① 地震により発生した異常事象について、速やかに原因の徹底解明を行い、全ての発電所で安全確保に必要な対策を早急に講じること。
- ② 新指針に基づく既設炉の耐震安全性評価にあたっては、早急かつ確実な断層調査等を実施し、厳正に確認するとともに、その結果を地域住民に分かりやすく説明すること。

③ 地震等大規模自然災害に伴う異常事象に対し、迅速かつ的確に対処できる体制を整え、訓練等を通じて対応能力の向上を図ること。

〈廃炉対策の早期確立〉(一一〇一〇年度要望事項)

- ① 廃炉技術等について、安全確保を第一に早期に確立すること。
- ② 放射性廃棄物のクリアランス制度について

て、国が主体となつて地域住民や国民に対する理解活動を積極的に行うこと。
③ 極低レベル放射性廃棄物の処分先について、早期に確保すること。

〈原子炉の廃止措置〉 「廃炉対策の早期確立」から項目が変更

第一に、着実に取り組むこと。

(2)、(3)項目は二〇〇九年度と同じ

3 福島原発災害をふまえて 所在市町村協議会はどう動くか

今年は、三月一日の事態を受けて、四月と五月に二回にわたって緊急要請を行なっている。また例年のとおりの要請は八月八日に行なつてある。この八月の要請の要点を転載しておきた

い。なおこの要請書の後に『福島第一原子力発所事故に関する特別要請』もあるが、割愛する。

二三年度 原子力発電に関する要請書

原子力発電は住民の安心安全確保が大前提であり、立地地域の理解と信頼が不可欠である。立地地域は、原子力発電が有する供給安定性や経済効率性を認識し、我が国の発展のために必要なエネルギーと信じて、国策である原子力政策に協力してきた。

しかしながら、福島第一原子力発電所における原子力災害の発生は、大前提である住民の安心安全を大きく揺るがし、未だ収束しないこの現状は、被災地の復旧・復興を妨げるとともに全国民に大きな不安を与え続けている。

また、災害時の情報発信のあり方やエネルギー政策を巡る国との対応は、立地地域に大きな混乱をもたらし、これまで堅固に築き上げてきた国との信頼関係すら損なわせた。

従つて、次の項目に關し、国が責任をもつて取り組み、早期実現されるよう総会の総意に基づき要請する。(平成二十三年八月四日)

【重点項目】

【原子力災害の早期収束と被災地の復旧・復興について】

東日本大震災により多くの地域が甚大な被害を受けた。この震災に伴い発生した原子力災害の長期化は、被災地の復旧・復興の大きな障害とな

表5 全国原子力発電所所在市町村協議会の要望項目一覧

年度	2007	2008
原子力政策	(1) 原子力政策の推進 (2) 原子力政策の国民的合意形成 (3) 電源開発促進税の一般会計直入見直し	(1) 原子力政策の推進 (2) 原子力政策の国民的合意形成 (3) 電源開発促進税の一般会計直入見直し
安全確保策	(1) 耐震安全性の確保 (2) 不正行為等を踏まえた安全最優先の検査制度・体制の確立 (3) 安全確保策の充実強化 (4) 高経年化対策 (5) 原子力防災対策の実効性向上 (6) テロ行為の対策 (7) 使用済燃料敷地外貯蔵の早期具体化 (8) ブルサーマル計画に対する適切な対応	(1) 安全確保策の充実強化 (2) 既設炉の活用方策(出力増強、長期サイクル運転、定期検査の柔軟化、長期間運転等) (3) 原子力発電所の高経年化対策 (4) 原子力防災対策の実効性向上 (5) 原子力発電所に対するテロ行為の対策 (6) 使用済燃料敷地外貯蔵の早期具体化 (7) ブルサーマル計画に対する適切な対応 (8) 放射性廃棄物の処理処分対策の早期確立
地域振興欄	(1) 電源三法制度交付金の柔軟な運用 (2) 市町村合併した場合の電源三法各種交付金の不利益防止 (3) 原子力発電施設に係る固定資産税の改善 (4) 核燃料税の市町村への配分 (5) 使用済核燃料税(法定外税)に対する支援 (6) 高経年化炉及び廃炉に係る地域振興策の創設	(1) 電源三法制度交付金の柔軟な運用 (2) 市町村合併した場合の電源三法各種交付金の不利益防止 (3) 核燃料税の市町村への配分 (4) 使用済核燃料税(法定外税)に対する支援 (5) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の充実・強化 (6) 立地地域との共生
年度	2009	2010
原子力政策	(1) 原子力政策の推進 (2) 核燃料サイクル政策の促進 (3) 原子力政策の国民的合意形成 (4) 立地市町村における原子力広報 (5) エネルギー対策特別会計	(1) 原子力政策の着実な推進 (2) 核燃料サイクル政策の促進 (3) 原子力政策の国民的合意形成 (4) 立地市町村における原子力広報 (5) エネルギー対策特別会計
安全確保策	(1) 耐震安全性の確保 (2) 安全確保策の充実強化 (3) 地域住民への情報伝達の実施 (4) 高経年化炉への対策 (5) 原子力防災対策の実効性向上 (6) テロ行為の対策 (7) 廃炉対策の早期確立	(1) 耐震安全性の確保 (2) 安全確保策の充実強化 (3) 地域住民への情報伝達の実施 (4) 高経年化炉への対策 (5) 原子力防災対策の実効性向上 (6) 原子炉の廃止措置
地域振興欄	(1) 市町村を重視した電源三法交付金制度の柔軟な運用 (2) 原子力発電施設に係る固定資産税の改善 (3) 核燃料税の市町村への配分 (4) 使用済核燃料税(法定外税)に対する支援 (5) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の充実・強化 (6) 立地地域との共生	(1) 市町村を重視した電源三法交付金制度の柔軟な運用 (2) 原子力発電施設に係る固定資産税の改善 (3) 核燃料税の市町村への配分 (4) 使用済核燃料税(法定外税)に対する支援 (5) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の充実・強化 (6) 立地地域との共生

る。国・事業者は原子力災害を一刻も早く収束させ、一日も早い復旧・復興に取り組むこと。

【安全確保について】

原子力は安心安全が大前提である。福島原子力発電所において発生した未曾有の原子力災害により、立地地域及び国民の原子力への信頼は大きく揺らいでいる。国は今回の事故原因の徹底した検証を行って、全国の原子力発電所の安全対策に万全を期し、住民の安心安全を確保すること。

【国民理解について】

立地地域は、電力安定供給への貢献を誇りに持ち、国の一元的責任で推進する原子力政策に協力してきた。国策に協力する立地地域が負担を強いられるようなことがあれば、国そのものが信頼を失うことになる。国は原子力発電所の抜本的な安全対策を講じ、国民の理解を得ること。

【具体的な事項】

【原子力災害の早期収束と被災地の復旧・復興について】

- (1) 原子力災害の収束（内容省略）
- (2) 被災地の復旧・復興（同）

【安全確保について】

- (1) 住民の安心安全確保（内容省略）
- (2) 原子力防災対策の抜本的な見直し

①国はあらゆる複合災害においても防災体制が有効に機能するよう、防災指針の抜本的な見直しを行うこと。

②国は立地地域の意向を踏まえ、実効的かつ広域的な避難体制の構築を図り、国の責任にお

いて避難施設の確保を行うこと。

- ③国はオフサイトセンターの耐震性や非常用設備等の機能を充実させるとともに、適切な地点に代替施設を確保し、緊急時における防災拠点機能を強化すること。

- ④国はSPEEDIネットワークシステム⁽¹⁾の情報端末を立地市町村に配備するとともに、ネットワークシステム全体の多重化を図り、緊急情報を迅速かつ確実に提供できる体制を構築すること。

- ⑤国は速やかに住民避難ができる避難道路、緊急時支援要員等が確実に発電所にアクセスできる道路の多重化を図り、早期に整備すること。
- ⑥国は環境放射能測定の範囲・機能を強化し、住民への情報提供体制を充実させること。

【国民理解について】

- (1) 原子力政策

①国は電力安定供給への立地地域の貢献について、国民に広く広報を行い、電力消費地における一層の理解促進を図ること。

- ②国は原子力発電所の運転停止により、これまで国策に協力してきた立地地域の経済・雇用に支障が生じることのないよう、交付金措置など全面的な支援を行うこと。
- ③国は今後の原子力を含めたエネルギー政策のあり方について、立地地域及び国民全体での議論を踏まえ、明確な方針を示すこと」を国に求めたことも重要であると思われるが、「脱原発」の立場からの要請ではないことは明確である。

(3) 安全規制体制の強化

- ①国は原子力安全・保安院の分離・独立や原子力安全委員会等のあり方を検討し、より実効的かつ国民から信頼されるよう、安全規制体制の全面的な見直しを行うこと。
- ②国は安全規制に携わる人材の増強と育成を行い、安全規制体制の強化を図ること。

四 原発停止、廃炉後のまちづくり

1 国や道県からの財政支援の新たな仕組み

原発の停止とその後の廃炉まで、どの程度の期間を必要とするのか、今のところは明確ではない。とくに福島第一原発の四機は高濃度の放射能に汚染されている。この放射能を除染し、完全廃炉にできるのかどうかさえ、不確定である。

福島第一原発以外の原発を廃炉にするために、廃炉までの財政支援をどう組み立てるのかが、まず第一に課題である。すでに述べてきたように、全国原子力発電所所在市町村協議会要請項目にも「廃炉」に関する項目があり、国に要望してきた。二〇一〇年度までは主には「廃炉技術の確立と安全対策」であったが、福島原発災害を受けて次のように改めて要請している。「国は原子力発電所の運転停止により、これまで国策に協力してきた立地地域の経済・雇用に支障が生じることのないよう、交付金措置など全面的な支援を行うこと。」この要請文には「原発停止」のみで「廃炉」はないが、当然、廃炉に至る過程を明確にしながら、新たな財政支援の仕組みを導入すべきであると考える。それは第二の夕張市を出さないためである。夕張市の財政破綻は、炭鉱閉山後のまちづくりを夕張市の起債にもつばら依存し、夕張市の起債残高を財政破綻まで放置してきたのが原因であった。夕張市の財政再建に国は責任を持つべきであるし、北海道庁にも責任の一端がある。しかし現在、夕張市の財政再建は夕張市と夕張市民に押しつけられている。これは間違いである。

原発は、炭鉱と同様に国策であった。国策であつたがゆえに、「停止から廃炉」という政策破綻の責任は、まず国が果たすことが必要である。それが財政支援であり、新たな交付金制度を国民的な合意のもとにつくることが求められ

る。同時に、北海道や各県の支援も重要である。道、県は国の支援によりかかるだけでなく、それぞれの地域に応じた支援体制を確立して欲しい。

2 地域資源をどう生かすか

しかし同時に、原発立地市町村の自己努力も求められる。とりわけ原発依存度の高い町村は、厳しいかもしれないが、財政的自立に向かう努力と、独自のまちづくりに向けた努力が必要とされる。原発停止、廃炉後のまちづくりを、もつばら国の財政支援に依存したのでは、現在の構造と変わらない。国の財政支援を廃炉までの期間（たとえば二〇年）と考えれば、その間の努力が重要である。

もちろん、それはきわめて厳しい道のりである。もともと原発立地市町村、なかでも町村は地域資源に乏しく、多くは「出稼ぎ依存」の町であり、村であった。東北や新潟であれば東京圏に、中国・四国や九州であれば関西圏に出稼ぎし、家族を養わなければならなかつた。筆者は「出稼ぎ依存」から「原発依存」への構造転換であったと考へている。国や電力会社は、まさにそのような構造を見すえたうえで原発立地を強要したのであるが、町村も「原発反対」者を抑え込み、国や電力会社の誘惑にのつてしまつたのも一方の事実であった。

また、筆者が岩波書店『世界』³一月号で紹介した「環境自治体会議」「小さくても輝く自治体フォーラムの会」「ふるさと回帰支援自治体」などに参加する市町村の取組みも学ぶべきところが多い。これまで、原発立地市町村の多くは「まちづくり先進地に学ぶ」ことの必要性を感じることはなかつたであろう。しかし、今後は

ごとく過疎である。それも過疎化の進行が著しく早い。

したがつて、もともと地域資源の乏しかつた町村に対して「地域資源を生かす」というのは楽観的過ぎるという反論があると思われる。しかし、乏しくとも「地域資源を生かす」ことは、まったく不可能なことではないと考えるがどうだろうか。

3 まちづくり先進地に学ぶ

夕張市も、炭鉱閉山から今日までの経緯は大いに参考になるはずである。

また、筆者が岩波書店『世界』一月号で紹介した「環境自治体会議」「小さくても輝く自治体フォーラムの会」「ふるさと回帰支援自治体」などに参加する市町村の取組みも学ぶべきところが多い。これまで、原発立地市町村の多くは「まちづくり先進地に学ぶ」ことの必要性を感じることはなかつたであろう。しかし、今後は

筆者が強調したいのは、今後のまちづくりを担う若い市町村職員への期待である。それぞれの市町村が、若い職員を中心、「先進地に学ぶ」取組みをぜひ行なつて欲しいと思う。そうした職員が地域の人々とともに、地域資源を発掘し、地域の再生に取り組むことを願つてやまない。

- (1) 蒼野浪男「原発被災地からの報告—計画避難の渦中から—」『農村と都市をむすぶ誌』二〇一一年六月号(七一六号)。
- (2) 小出裕章「原発はいらない」(幻冬舎ルネッサンス新書、二〇一一年七月)。
- (3) 伊藤久雄「原発依存からどう脱却するか—自立したまちづくりを考える—」『世界』二〇一一年一月号。伊藤久雄「原発依存と地域社会」石橋克彦編『原発を終わらせる』(岩波新書、二〇一一年七月)。
- (4) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI、スピーディ)。

(いとう ひさお)

最新刊

公契約条例 入門 小畠精武著

地域が喜せになる〈新しい公共〉ルール

官製ワーキングプアを生み出す
価格一本の競争入札制度に終止符を!
働く人が誇りを持つ、
よりよい公共サービスをつくるために
いま、地域から公契約条例運動を!

公契約条例
入門 小畠精武

わかりやすく
資料も豊富!

本書を推薦します!

熊沢 誠(『闘場の人権』代表)
竹俣三恵子(朝日新聞編集委員)
田嶋博邦(東京大学名誉教授)
徳永秀昭(自治労委員長)
根本 崇(千葉県野田市長)
武蔵博己(法政大学教授)

ISBN 978-4-8451-1184-7 C2031
定価 1,260円(税込) A5判・144頁

http://www.junposha.com

〒112-0015 東京都文京区自白台2-14-13
Tel:03-3943-9911 FAX:03-3943-8396

旬報社